

# プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和6年6月19日

福島県商工労働部次世代産業課長

事業名	ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業
質 問 事 項	
<p>1. 各業務の予算について 業務1（福島県内）2件、業務2（南会津）1件と契約件数は決まっているが、各事業の1件あたり5,000千円でしょうか。</p> <p>2. 業務実施予定地について 「南会津町 旧檜沢中学校及び同町内」とありますが、檜沢中学校や町内の使用条件はありますでしょうか。例えば全域を必ず使用する、もしくは、離発着地に檜沢中学校を必ず使用するなど。</p> <p>3. 住民の合意形成について 地域住民の合意形成について、福島県様、各市町村様のご協力はいただけるものでしょうか。</p> <p>4. 低温環境や降雪環境 低温環境や降雪環境はドローンの性能についての検証でしょうか、それとも社会実装を見据えた課題検証のための試験ということでしょうか。想定があればお教えてください。</p> <p>5. 実証実験の評価について 実証実験で得られた検証結果、評価について、すべて開示・公開されるものでしょうか。</p> <p>6. 共同体協定書について (1) 当該協定締結日については、参加表明書提出期限令和6年6月26日以前であれば良いでしょうか。 (2) 当該協定書の様式は任意で良いでしょうか。</p> <p>7. 提案の形態について (1) 業務1の実施場所は福島県内に限定されますか。 (2) 業務1と業務2を同時に提案する場合、業務1を「南会津町 旧檜沢中学校及び同町内」で実施する事は可能でしょうか。この場合は審査で加点対象になりますか。</p>	

「南会津町 旧檜沢中学校及び同町内」で実施するのであれば、本来業務2として提案すべきでしょうか。

8. 実証概要について

福島県外産ロボットを基に、プログラムの改変や操縦等を行う福島県内の企業が、同じく県内企業の敷地で当該企業等に有益な実証を行う想定ですが今回の事業趣旨に合致しておりますでしょうか。

9. 申請者について

上記8において、申請者は「ロボット操縦やプログラムの改変等を行う福島県内の企業」を想定しておりますが、今回の事業趣旨に合致しておりますでしょうか。

10. 実証詳細について

上記8について実証概要は決定していますが、詳細は一部流動的です。申請後の実証内容の変更等は可能でしょうか？

11. 実証費用について

上記8の詳細に応じて、(人件費等の)費用が変わる可能性がありますが、申請後の費用の変更等は可能でしょうか？

12. 実証費用項目について

人件費の算定において、人月単価等の基準等がありますでしょうか？

13. 財産の帰属について

著作権は県に帰属とありますが、実証過程で作成したプログラム等も県に帰属するのでしょうか？

14. 情報公開について

今回、実証場所を提供し、効果検証に協力する企業の効果検証方法や測定結果等には、一定程度機密情報が含まれております。これらについてはどの程度開示義務を負うのでしょうか。

回 答 事 項

1. 各業務の予算について

委託限度額は、業務1、業務2それぞれ1件あたり5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)となります。

2. 業務実施予定地について

業務2の実施場所である「南会津町 旧檜沢中学校及び同町内」について、旧檜沢中学校を離着陸地や中継地点として使用することを想定しています。

なお、ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業委託仕様書(以下「仕様書」という。)第4の2(1)エにあるとおり、飛行計画を決定する前に福島県や関係自治体等と協議するため、内容によっては飛行計画の再検討となる場合があります。

3. 住民の合意形成について

福島県は市町村や関係機関等との仲介や地元調整の支援を行います。支援内容については、協議により決定いたします。

4. 低温環境や降雪環境

業務2には実証実験を踏まえた採算性や課題の評価のほか、低温環境や降雪環境におけるドローンの動作安定性についての性能の評価が含まれます。

なお、ドローンの動作安定性の性能評価において、機体の内部データ等に秘密情報がある場合は、検証内容により間接的に性能評価することも考えられるので業務実施中に都度ご相談をお願いいたします。

5. 実証実験の評価について

上記4のように秘密情報がある場合は非開示・非公開とすることが考えられます。業務実施中に都度ご相談をお願いいたします。

6. 共同体協定書について（1）及び（2）

ご認識のとおりです。

7. 提案の形態について

（1）福島県内に限定します。

（2）業務1の実施場所を「南会津町 旧檜沢中学校及び同町内」にすることは可能ですが、これをもって加点とはなりません。

実施目的、審査基準や仕様書第4の2（3）イなど、業務1と業務2で異なる箇所があります。業務1として提案するか、業務2として提案するかは、募集要領や仕様書をご熟読の上、検討してください。

8. 実証概要について

ご質問の、事業趣旨に合致するかどうかは本事業のプロポーザル委員会が審査いたしますので回答いたしません。

なお、福島県外産ロボットの使用は妨げておりません。また、審査基準のとおり、審査項目として「県内ロボット産業の振興に繋がる計画がなされているか」がありますので参考にしてください。

9. 申請者について

申請者の適格性については、募集要領第3のとおりとなります。

10. 実証詳細について

募集要領第15の3のとおり、審査終了後、企画提案の内容に匹敵する内容や活動に変更することが可能ですが、提案のあった規模を下回ることはできませんので実現可能な提案としてください。

なお、企画提案書等の審査においては、募集要領第15の5のとおり、企画提案書の提出後における内容変更、差替え又は再提出は認めないのでご注意ください。

11. 実証費用について

概算契約を想定しているため、契約額を上限として、委託業務の実施に要した経費に相当する額を支払うこととなります。そのため、契約額より少ない額に変更することは可能です。

12. 実証費用項目について

本事業の実施にあたり、人月単価等を定めておりません。

13. 財産の帰属について

実証実験の過程で作成・調達したプログラムや資機材、サービス等は本事業では成果

物としないため、これらの権利は県に帰属しません。

14. 情報公開について

上記4, 5のように秘密情報がある場合は、非開示・非公開とすることが考えられます。業務実施中に都度ご相談をお願いいたします。

以上